

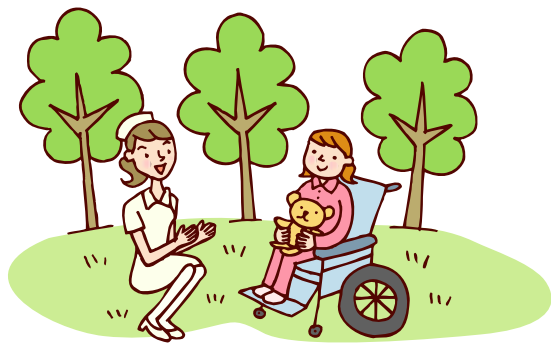
## 2 町制から市制、町制から政令指定都市へと移行します

### 古賀市との 合併

町制から市制へと移行します。移行した場合の組織や機能における相違点は以下のようになります。大きく変化するものは、福祉事務所の設置が義務づけられることで、福祉関係の行政権限が増大します。

#### 市に移譲される事務の例

福祉事務所の設置
生活保護の決定及び実施等
障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定及び支給等
知的障害者の援護等
児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等



### 福岡市との 合併

福岡市と合併すると、政令指定都市になり、組織や機能は更に大きくなります。政令指定都市になると、通常は県が行っている事務や権限が一部を除き大幅に市に移譲されます。また、最も身近な行政組織は町役場から区役所となります。

#### 政令市に移譲される事務の例

児童相談所の設置
身体障害者手帳の交付
社会福祉法人等の設置する保護施設の設置等
母子福祉資金等の貸付
社会福祉法人の設置する養護老人ホームの設立認可等
墓地、火葬場等の経営等の許可
開発行為の許可、規制区域内での建築行為の許可
個人施行の土地区画整理事業の許可等
地方社会福祉審議会の設置
地方心身障害者対策協議会の設置
市街地再開発促進区域内の建築の許可
宅地造成に関する事務の許可
指定区間外の国道の管理
市単独又は県との共同による消防学校の設置

